

智頭線遠足等利用促進事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、智頭線利用促進協議会（以下「協議会」という。）が、智頭線の利用促進を図るため、協議会を構成する市町村に所在する高等専門学校、高等学校、中学校、小学校、義務教育学校、特別支援学校、幼稚園、保育所及び認定こども園（以下「学校等」という。）が智頭線を利用して実施する遠足及びレクリエーション活動（以下、「遠足等」という。）の一部を助成するために必要な事項を定める。

(助成対象者)

第2条 助成対象となる者は、遠足等に参加した学校等の児童や生徒及び引率教職員とする。

(助成対象及び助成額)

第3条 助成対象は、智頭線を利用した場合の運賃（特急券は含まない）とする。

2 助成金の額は、乗車区間運賃（団体割引を適用した場合は割引後の運賃、JR 路線と併用で利用した場合は智頭線区間のみの運賃）の半額とし、予算の範囲内で交付するものとする。

3 助成対象となる期間は、令和6年4月1日から令和7年2月末日までとする。

(申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする学校等（以下「申請団体」という。）は、事前に交付申請書（様式第1号）により、協議会へ交付申請するものとする。

2 協議会は、交付申請書を審査し、適当と認められたときは交付決定通知（様式第2号）により、申請団体へ通知するものとする。

(変更申請)

第5条 申請団体が、前条の規定により提出した内容等を変更しようとするときは、事前に変更交付申請書（様式第3号）により、協議会へ変更交付申請を行い、あらかじめ承認を受けるものとする。

(実績報告)

第6条 事業が完了した場合は、申請団体は速やかに実績報告書（様式第4号）を協議会へ提出するものとする。

2 協議会は、実績報告書を審査し、適当と認めたときは、確定通知書（様式第5号）により、申請団体へ通知するものとし、速やかに交付確定額を支払うものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項については別に定める。

附則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。